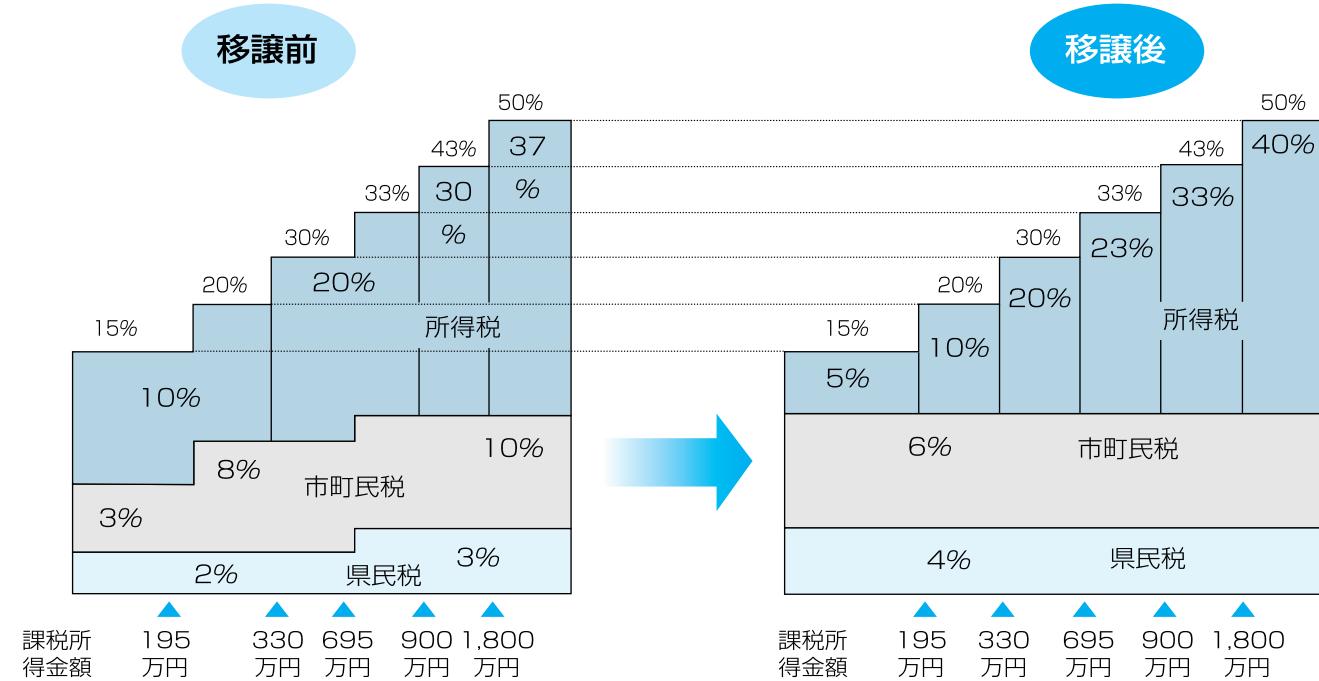


►でも「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません

税源移譲は、国の所得税から地方の住民税へ税源を移譲することを目的としており、住民税が増えても、所得税が減るために「住民税+所得税」の納税者の負担は基本的には変わりません。



►税源移譲以外の主な変更点

定率減税が廃止されます

定率減税は、景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として導入されており、平成18年度徴収分は、定率減税により個人住民税の所得割の7.5%（2万円を限度）が減額されていますが、経済状況の改善等を踏まえ、平成19年6月徴収分（平成18年中の所得に係る課税分）から廃止されます。

なお、所得税（国税）の定率減税については、平成19年1月徴収分より廃止されています。

【ご注意ください】

税源移譲によっても、「住民税+所得税」の納税者の負担は変わらないが、定率減税の廃止によって、19年度住民税で最大2万円、19年分所得税で最大12.5万円、負担が増えることになります。

	平成17年度個人住民税 平成17年分所得税		平成18年度個人住民税 平成18年分所得税		平成19年度個人住民税～ 平成19年分所得税～
	減税額	上限	減税額	上限	
住民税	所得割額×15%	4万円	所得割額×7.5%	2万円	廃止
所得税	所得額×20%	25万円	所得税額×10%	12.5万円	廃止

個人住民税の老年者非課税措置の廃止 に伴う経過措置

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで個人住民税が非課税でしたが、年齢に関らず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。

なお、この制度の適用に当たっては、急激な税負担を緩和するため、段階的に負担していく経過措置がとられています。

平成17年度
合計所得金額 125万円以下の方 非課税

平成18年度以降
経過措置
課 稅
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担
※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。